

## 申告書（表面）の記載上の注意

- (1) この申告書は、岡山県税条例第62条等の規定によって申告していただくもので、不動産を取得した日から60日以内に、不動産の所在地を所管する県民局へ提出してください。
- (2) この申告書は、土地と家屋の申告書を兼ねるもので、土地と家屋を同時に取得した場合には、この用紙1枚で同時に申告することができます。
- (3) ※印の欄以外の事項はすべて申告者が記入してください。
- (4) 「地目」、「種類・用途」及び「取得原因」の欄は、該当の箇所へ○印を付け、その他の場合は、（ ）内に記載してください。
- (5) 「地積」及び「床面積」の単位は、平方メートル(m<sup>2</sup>)を使用してください。なお、家屋の場合は住宅部分とその他の部分に分けてください。
- (6) 「新築年月日」の欄は、登記されている家屋の場合は登記簿の表題部の新築日を記入してください。（未登記の場合は家屋が完成した日を記入してください。）
- (7) 「取得年月日」の欄は、売買契約や請負契約等により実際に不動産を取得した日を記入してください。
- (8) 「登記年月日」は、所有権移転登記等の受付年月日を記入してください。
- (9) 「取得価格」は、不動産を取得するために実際に支払った金額又は支払うべき金額（自己資金、借入資金の別は問いません。）を記入してください。
- (10) 「その他の申告事項」に該当する場合で徴収猶予を受けたいときは、裏面の該当する箇所に必要事項を記入するとともに、その事実を証する書類を添付して、不動産の取得後60日以内にこの申告書によって申告してください。
- (11) 「その他の申告事項」⑨に該当する場合には、該当する法令等を記入するとともに、その事実を証する書類を添付してください。
- (12) 共有で取得した場合や持分がある場合には、備考欄に共有者の住所・氏名・持分等を記入してください。
- (13) この申告書について不明の点は、不動産の所在地を管轄する県民局税務部へお問い合わせください。

| 事務所名                    | 所在地(郵便番号)                | 直通電話番号  | 所管区域   |
|-------------------------|--------------------------|---|--|
| 備前県民局<br>税務部<br>不動産取得税課 | 〒700-8604<br>岡山市北区弓之町6-1 | 土地・既存家屋について<br>(086)233-9818<br>新築家屋について<br>(086)233-9817 | 岡山市, 玉野市, 備前市, 瀬戸内市,<br>赤磐市, 和気町, 吉備中央町                  |
| 備中県民局<br>税務部<br>不動産取得税課 | 〒710-8530<br>倉敷市羽島1083   | 土地・既存家屋について<br>(086)434-7019<br>新築家屋について<br>(086)434-7018 | 倉敷市, 笠岡市, 井原市, 総社市,<br>高梁市, 新見市, 浅口市, 早島町,<br>里庄町, 矢掛町   |
| 美作県民局<br>税務部<br>課税課     | 〒708-8506<br>津山市山下53     | 土地・既存家屋及び新築<br>家屋について<br>(0868)23-1273                    | 津山市, 真庭市, 美作市, 新庄村,<br>鏡野町, 勝央町, 奈義町, 西栗倉村,<br>久米南町, 美咲町 |

## 申告書（裏面）の記載上の注意

(14) 表面の「その他の事項」に該当する場合には、下記の要領で申告してください。

- ①「収用等による代替不動産の取得の場合」は、岡山県税条例第69条の3に規定する代替不動産（公共事業のための不動産の収用若しくは譲渡又は地方公共団体若しくは土地開発公社等に対し公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産の譲渡等に先だって取得した不動産）を取得した場合課税される不動産取得税について徴収猶予を受けたい場合だけでなく、地方税法第73条の14第6項に規定する収用又は譲渡等の後に代替不動産を取得した場合にも、その状況を記載してください。この場合、同欄中「（予定）」、「（する）」及び「（受ける）」の文字を抹消してください。なお、どちらの場合も、公共事業のための収用若しくは譲渡等の予定であるか又は収用若しくは譲渡済みであることを証する書類（例えば、公共事業施行者の「買取り証明書」等）及び収用等に係る譲渡不動産の固定資産評価証明書（譲渡した日の属する年のもの）を添付してください。
- ②「譲渡担保財産の取得の場合」は、譲渡担保契約書等その事実を証する書類を添付してください。
- ③「再開発会社の取得の場合」は、取得した不動産の譲受予定者等への譲渡予定等について、その事実を証する書類を添付してください。
- ④「農地中間管理機構の農地の取得の場合」及び⑤「土地改良区等の換地の取得の場合」は、当該土地の譲渡予定について、その事実を証する書類を添付してください。
- ⑥「障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて取得した場合」は、当該助成金の支給を受けたことを証する書類を添付してください。
- ⑦「高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けたサービス付高齢者向け住宅である貸家住宅を国又は地方公共団体の補助を受けて取得した場合及びその土地を取得した場合」は、登録を受けたこと、補助を受けたこと及び耐火構造等の基準を満たすことを証する書類並びに住宅内の用途、面積が分かる平面図等の書類を添付してください。
- ⑧「認定長期優良住宅である住宅を新築の場合」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき認定を受けて建築された長期優良住宅であることを証する書類（認定通知書等の写し）を添付してください。